

藤沢市社会教育委員会議
令和4年度11月定例会

議 事 録

日 時 2022年(令和4年)11月28日(月)
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

令和4年度藤沢市社会教育委員会議11月定例会

日時： 2022年（令和4年）11月28日（月）
午前10時から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

- (1) 「生涯学習ふじさわプラン2021」最終評価結果報告書（案）について
【資料1～3】

4 報告

- (1) 藤沢市図書館協議会について
- (2) 神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会について
- (3) 関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会について
- (4) 神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（愛川町会場）について

5 その他

- (1) 社会教育関係業務の市長部局への移管について【資料4～5】

6 閉会

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・伊藤秀樹・小笠原貢・長田祥男・川野佐一郎・後藤智子
高森保明・西尾愛・西村雅代・福家大輔・三宅裕子・矢尾板文明

(事務局)

横田参事・田高主幹・村田課長補佐・鈴木職員・辻職員

***** 午前10時1分 開会 *****

稲川議長 それでは、会議を開会します。
事務局から欠席委員の確認があれば、お願いいたします。

事務局 藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して、本日の出席委員は13名であることから、会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。
本日の欠席委員は平野委員でございます。

稲川議長 本日、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 お1人いらっしゃいます。

稲川議長 本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 (配付資料の確認)

稲川議長 それでは、議事に入る前に10月定例会の議事録の確認をしたいと思
います。委員及び事務局から修正依頼の連絡があり、議事録が再度配
付されていますので、修正部分について説明をお願いいたします。

事務局 今回、議事録について修正のご依頼をお2人からいただいており、修
正した形でお配りをしております。

稲川議長 修正部分についてはこれでよろしいでしょうか。
それでは、これで確定とさせていただきます。
では、議事に入っていきます。生涯学習ふじさわプラン2021の最終評
価報告についてです。
前回の定例会で、皆様からご意見をいただいて、修正した案を事前に
送付し、本日の議論を円滑に進めるために資料のとおり事前にご意見を
伺っております。また、本日配付した資料には、総括を追加しています。
まずは、事務局から前回の案からの修正部分及び修正案について、ご

説明いただきたいと思います。

事務局

まず、施策の方向を基本目標の下に加えました。また、項目ごとの先頭部分の表記を藤沢市の行政文書作成のルールに合わせ、一番大きい項目から1、(1)、ア、(ア)という順番になるように段落を分けております。また、課題の語尾について「必要であったのではないか」という表現を、「必要がある」「必要である」という形に変更しております。さらに「指摘」について、(2)指摘と項目立てし、矢尾板委員から前回修正案をいただいた部分について修正しています。修正部分につきましては、前回の議事録を確認し、議長、副議長と内容について協議をさせていただいた上で、修正しています。

事前に皆様に修正案を送らせていただいております、22日までに委員の皆様からいただいたご意見は資料3に記載のとおりです。

稲川議長

前文と総括につきましては、前回の定例会でもお話したように、副議長と事務局で協議してこのような形にさせていただきました。

何かご意見がありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

<意見なし>

では、たくさんご意見をいただきながら検討してまいりましたが、生涯学習ふじさわプラン2021の最終報告を確定させていただきます。

次の議題に入ります。報告がある方はよろしくお願いたします。

小笠原委員

先日、藤沢市の図書館協議会に初めて参加しましたので、内容についてご報告をしたいと思います。

11月10日の木曜日、場所は総合市民図書館で行われました。

初めての会合ということで、まず辞令交付があり、その後第35期の委員長、職務代理者の選任が行われました。委員長に大学の非常勤講師である長谷川さん、職務代理者に日本図書館協会資料保存委員会の前委員長である中田さんが選出されました。

その後、「図書館協議会について」「南市民図書館再整備事業について」「図書室のオンライン化や電子図書について」の説明、事業報告、最後に館内を見学して、正味2時間ほどで終了になりました。

ポイントとしてご報告したいことの1つ目ですが、そもそも図書館協議会は、図書館法第14条及び藤沢市図書館に関する条例第5条に基づいて設置されており、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の運営や図書館サービスについて館長に対して意見を述べる機関ということになります。

2つ目のご報告になりますが、藤沢市の図書館の運営方針です。藤沢市の市民図書館、市民図書室は「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」をモットーに、充実した図書館サービスを利用者に提供するため、温

かく質の高い窓口サービス等を行うことを基本とした運営に努めることとし、それを踏まえた基本方針が5つあります。

1つ目は、市民の求める資料、そして情報を迅速、的確に提供できる図書館。市民生活に役立つ図書館を目指す。2つ目、明るく親切で分かりやすい対応を徹底する。3つ目、子どもへのサービスを重視する。それから、4つ目、図書館利用に障がいのある人へのサービスを実施する。5つ目、効率的な図書館運営を目指す。以上が基本方針になります。

それから、3つ目のご報告、私から館長さんに今後の課題について質問させていただきました。今後の大きな課題の一つが南図書館の再整備、その他、いろんな地域に図書館がありますけれども、老朽化の対策という回答がございました。

稲川議長

続きまして、私が出席した2つの会議についてご報告申し上げます。

まず、第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会です。今月の10日、11日の2日間にわたり山梨県の甲府市において行われました。

大会の研究主題は、「新たな生活環境の中での社会教育のあり方を考える～社会的包摂に向けた社会教育の果たす役割～」です。社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々も含め、市民1人1人を排除や孤立から擁護し、社会の一員として取り組み、支え合うという考え方です。藤沢市でも、インクルーシブという形で推進されていますが、同じような考え方だと思っております。

初日は、全体会として、歓迎アトラクションがあり、記念講演として、元ソフトボール女子日本代表監督の宇津木妙子様から、「夢の実現～努力は裏切らない！～」というテーマでご講演がありました。人を育てるにはとということで、何のためにやるのか理由づけが必要で、それを理解してもらうことが大切であること、そして、個性を伸ばすこと、その人の一番を伸ばすということ、コミュニケーションを積極的に常に取ること、指導者は常に勉強することなど、日本代表としての、指導者としてのご経験から大変示唆に富むお話をいただいたと思います。

その後、シンポジウムがありまして、研究主題をテーマに行われました。

まず、佐藤氏からは、看護に関わる立場から、超高齢化の中、高齢者が安心して地域に住み続けられるために、どのようなネットワークをつくっていくのか、長池氏からは、リユース食器、お弁当箱とか、何度も使えるような食器を通して地域のイベントに参加することによってのネットワークづくり、また、お弁当を届けることによって、産後半年以内の母親支援について、孤立しがちなお母様方たちをどうやって取り込んでいくかというお話がありました。そして、斎藤氏からは、違いを認め合う若者の居場所づくりについて、それぞれの知見を通したお話をいただきました。社会から孤立しやすい人々に目を向けた活動をされている立場から、コミュニケーションとコーディネート的重要性について話されました。皆さん共通して

発言されたことは、何か失敗するとき、ほとんどがコミュニケーション不足によるということでした。コーディネーターの資質については、相手が何を考えているのかうまく引き出すことができる、相手の話をしっかり聴くことのできる人材が必要になるということでした。また、様々な会議で、出席者が思っていることを発言できる場をつくっていくことが必要であるというお話がありました。

2日目は分科会で、5つのテーマで話し合われたのですが、私は第1分科会「ひとづくり」、「『学校・家庭・地域の連携協働のあり方』～地域全体で子どもを育てるために～」に出席させていただきました。

事例発表は群馬県館林市の社会教育委員会議副議長の井上氏が務めてくださりまして、館林市の地域学校協働活動について発表していただきました。社会教育委員としてどうやって取り組むかというお話でした。

館林市の人口は約7万5000人で、11の小学校があり、各小学校区に1つずつ公民館があるという形で設置されています。小学校から徒歩3分という場所に公民館が立地しているということで、教育委員会の中でも学校教育、社会教育の連携が非常に図られていて、小学校と連携しながら様々な事業展開をしているというお話でした。

地域学校協働本部の設置は、現在2校ですが、順次設置していき、本部は各公民館に設置して、統括コーディネーターは公民館長が務めるという形で館林市は進んでいます。そのプレ事業として放課後子ども教室を3回行って、その成果と課題は資料に掲げられているとおりで。

事例紹介の後、グループディスカッションがあり、私のグループでは、発表してくださった井上氏が入ってくださり、館林市と埼玉県熊谷市、山梨県富士吉田市と私という4人のメンバーでした。

その中で話し合ったことは、まず、目的をはっきりさせることが最も大切であろうということです。ともすると大人の自己満足になりかねないということで、子どもの成長や居場所づくりなど、その目的に本当に寄与しているのか、地域学校協働活動の目的は何か、地域の人々に関わることの意味も考える必要があるであろうという話し合いになりました。

グループ発表として会場のほかの参加者とシェアさせていただきましたが、ファシリテーターを務めてくださいました山梨県立大学の太田准教授からも、目的の明確化ということは、地域学校協働活動の推進に最も必要な要素の1つであるというご指摘がありました。

続いて、(4)の地区研究会を報告させていただきます。

11月21日午後1時から愛川町の文化会館ホールで開催されました。

内容としましては、式典、人権擁護の講話、2つの事例発表。1つは人とのつながり、もう1つは文化の継承ということでした。文化の継承については、伝統文化のアーカイブス化、伝統文化を通じた地域づくりの推進、伝統文化のすばらしさを伝えていくという3つがポイントとして挙げられ、2つの具体的事例を紹介されました。愛川町は糸の町半原と言われ、絹糸

の紡績が非常に発展した場所ということ、もう1つは、戦国時代、北条軍と武田軍の戦いの場所として、三増合戦については古戦場ということで、その2つについて発表されています。紡績に関わる民謡の保存とか、三増合戦に関わる紙芝居とか、三増合戦の大変な戦死者が出たということで、その供養祭など、保存の継承の事例を発表していただきました。

そして、人とのつながりということですが、地域ぐるみで子どもの成長を地域で盛り上げていくことを目的に、社会教育委員が地域ネットワークの要となるということでした。横のつながりを生かして地域の方々との触れ合いをつくっていくという事例を紹介いただきました。目的達成のためのポイントとしては、まず人材育成、ネットワークづくり、子どもたちと地域住民との交流促進、この3つが必要であろうということでした。

具体的紹介事例としましては、子ども食堂、愛川町一周駅伝競走大会、ラジオ体操、田代小学校においての歴史学習として、総合学習の位置づけで地域の歴史を学ぶなど、そして、地域学校協働活動推進員としての委員とのミーティングを図っていらっしゃいました。地域住民が参加することによって、3つのポイントをクリアしていけると考えられています。

愛川町には小学校が6校と中学校が3校ありまして、現在のところ、その6校に地域学校協働活動推進員が配置されていて、地域と学校をつなぐという役割を果たしていらっしゃいます。

関東甲信越静と愛川町の地区研究会に出席させていただいた感想としては、関東甲信越静のシンポジウム、分科会、地区研究会でも、キーワードとなって出てきたのは、コーディネート力とコミュニケーションということでした。これはプラン2021の最終評価とか、プラン2026に向けての提言書でも取り上げられた重要なポイントだと思っています。事業活動を成功に導く重要度の最も高いものだと思います。

そして、藤沢市と比較した観点に立って述べさせていただきますと、愛川町の人口は約4万人で、藤沢市とは自治体規模が大分違うということで、社会教育委員に求められていることが、藤沢市とは随分違っていると思いました。社会教育法にうたわれている社会教育委員の職務に重ねて、活動現場に社会教育委員として参加されている事例が多くありました。各委員が、PTAの連絡協議会や子ども会の連絡協議会など、社会教育団体から出ていて、その活動も兼ねられているということが多くあるかと思います。館林市の事例でもありますが、各自治体によって地域と学校の関わり方や、社会教育委員の関わり方も随分違うと思っております。

翻って藤沢市を思いますと、人口規模も非常に多くて、小学校35校、中学校20校ということもあり、他の自治体の事例をそのまま取り入れることは難しいと思いますが、地域学校協働活動については、教育委員会の見解では、三者連携が大きな意味でそれに当たるのではないかとこのことを伺っています。藤沢市には市内全域に中学校区を基本とした15の地域協力者会議が設置されています。地域協力者会議は、市が学校・

家庭・地域連携推進会議の会長会に業務委託をしているような三者連携ふじさわの実施母体になっており、活動に当たっては、特色を生かして地域全体で子どもたちの成長を支援するという取組が、もう既に実施されているということになります。今後は、学校運営協議会の設置などを鑑みながら、複数の学校への対応など、様々な検討課題が出てくるのではないかと考えています。今後、社会教育がどのように関わっていくのか、市民自治の対応になるのか、過渡期になっていると感じております。

社会教育委員会議で検討する課題が、ますます出てくるのではないかと考えておりますので、その際は皆様と検討していきたいと考えております。

長田委員

館林市で放課後子ども教室の開設に向けてというお話がありました。確かに子ども教室で需要と供給が合致するのが理想だとは思いますが、今の子どもたち、ご家庭の人たちは、あればやるけれども、なければ何もそれに対して不満も言わないので、ある程度は準備しなきゃいけない。

確かに館林市は、人口を見ると藤沢の約6分の1です。それをそのまま藤沢市に置き換えることはできないとは思いますが、今後藤沢市で考えたときに、私たちが捉えていかなきゃいけない将来的な問題になり得るのではないかと考えました。子どもたちに何を、どの程度提供していけばいいのかというのは、社会教育の立場と学校教育、三者連携ですから、ご家庭の保護者も入って、もっとオープンな形で意見交換をする場が設けられたら、対応する準備ができるのではないかと考えましたが、館林市は、何かこういうものを工夫しておやりになっていたのでしょうか。

稲川議長

館林市の場合は、公民館と小学校が隣接して、連携が取れているという形でした。教育委員会の中でも、社会教育と学校教育の、課は違いますが背中同士になっていて、何かあったら話をするという話もしており、小学校区と社会教育、学校教育というものが、かなり接近して始まっているというところがありました。

藤沢がそのまま同じようにできるかというのは、話は違ってくるかと思いますが、オープンな場所で連携していくのは非常に大切なことだと思ひまして、館林は、それがうまく取れているという印象を受けております。

長田委員

こういう事業というのは、将来に向けて、試行錯誤を怖がっていると、一歩踏み出すことができないと思いますので、社会教育委員会議で主導を取りながらも、ちょっとやってみませんかという形でやっていただけたら、いいものが見えてくのではないかなと思いました。

稲川議長

福家委員、いかがでしょうか。保護者のお立場として。

福家委員

自分自身がPTA、あとは三者連携にも関わっているところもありまし

て、目的をはっきりさせるというのは日頃から感じていて、逆に、そこが曖昧なまま進んでいる三者連携の方も多いのではないかなと思っています。今までの経緯があって活動がされて続いていて、確かに意義はあることなんです、もともとの目的が曖昧になったまま続いているところがあると思っています。

自分自身が関わっている中でも、明治地区であれば青少年ふれあいネットワークが三者連携の立場で、あと、青少年指導員が中心になった青少年育成協力会があって、地域全体を見ている郷土づくり推進会議があって、それにはPTAからも出ていて、地域のことを見ているという立場にはなるんですが、幾つか団体がある分、曖昧になっています。そういうものを例えば一本化して、学校、地域、家庭が連携して子どもたちを育てていくというのを、改めて目的をはっきりさせる必要があるのかなと思った部分です。

稲川議長

先生方のお立場からお伺いできればと思うんですが、高森委員、お願いいたします。

高森委員

目的の明確化ということで、藤沢市の小中学校は去年から徐々にコミュニティ・スクールを設置して、ここ数年で全ての小中学校に設置することになっています。今年、善行中学校もコミュニティ・スクールを設置しましたが、地域のいろんな立場の方々がメンバーになって協議会に入っていて、学校の教育目標や課題を共有する。つまり、目的の明確化、共有化というのは、協議会でできるという意味では、すごく有効な組織だなと、実感しております。

本校は生徒支援が課題になっていて、課題を解決するために生徒の自己肯定感を育てようという目標を立てて、達成させるために学校でやっていること、学校でできること、授業、行事、自治活動等に取り組んでいます。地域でできることは何かと話し合いをして、具体的にアイデアが出てくると、その中に三者連携の方も入っていらして、それぞれの三者連携で、実際に地域でそれを実施していただくという形を取っております。

目的の明確化、共有化については、今、コミュニティ・スクールを通して取り組んでいるところでございます。

稲川議長

後藤委員、いかがでしょうか。

後藤委員

本校は、まだ学校運営協議会が設置されておらず、ここ数年で設置の予定になっています。既に設置されている小学校もありまして、まず1年目は、学校について理解していただくということから始めている学校が多いです。実際、学校の子どもたちがどういうことをしていて、今、どんなことが課題であるかということからは、話してみても初めてお知りになることも

多いようなので、まずは理解していただく。そして、2年目になって具体的に、何をお互い考えて、意見を出し合って、よりよい学校にしていくかという実践に入っていくとお聞きしています。

メンバーですけれども、学校運営協議会の会長は校長ではなく、会員の方の中から会長になっていただく。校長は一委員です。そういうところからも分かるように、学校がやるのではなく、地域の方々のほうに重きを置いて設置する会なのかなと考えております。

中学校は19で、白浜養護学校を入れて20ですが、中学校は藤沢市内は19校で、公民館は13なので、その辺のずれがあります。たまたま高森委員は善行中学校で、私は大越小学校なので、善行大越地区で同じ地区です。善行中学校には協議会も設置されていて、委員には善行市民センター長がお入りになっていると思いますが、善行小学校、大越小学校と、同じ地区に3校あります。大越が運営協議会を開くとなったときに、ぜひ委員には、市民センターの方に入っていたきたいなと考えますが、善行市民センターからすると、3校に行かなければいけなくなる。すぐご負担をおかけするのかなと考えているところです。館林市は、小学校が11、公民館が11なので、きっとスムーズに進んでいくのだろうなと思って、お聞きしておりました。

初めてやることですので、試行錯誤しながらやっている学校ばかりだと思いますので、ぜひ温かい支援をしていただきたいなと思っております。

稲川議長

県ではもう設置されているかと思いますが、高校の立場から、伊藤委員、もし何かありましたら。

伊藤委員

県では、全ての高等学校、特別支援学校にも学校運営協議会が設置されています。地域の方が主体になって学校経営に参画していただくということで取り組んでおりますが、高校の場合、事情が異なるところがありまして、例えば湘南台高校であれば、藤沢市外から通ってくる方のほうが多く、横浜市から通っている方が半数ほどいらっしゃいます。そして、西は小田原から東は川崎まで在校生がおりますので、地域という捉え方が広範にわたって、難しいのかなと考えております。

ただ、実際には、湘南台市民センター長に入っていたり、基本的には藤沢地域の方に入っているというのが現状です。

稲川議長

では、川野委員のご報告をよろしく願いいたします。

川野委員

10月31日に県の理事会が行われました。横浜の県民センターで行われまして、1時半から4時半までの会議でした。

県の社教連のやっていることとしては、まず1つは、幹事会。市町村の持ち回りで、担当課長がメンバーで、理事会の前の事業説明等について幹

事会で了解をしてもらおう。そして、理事会が、各市町村から1名ずつ。ただし、横浜、川崎、相模原の政令市と、藤沢市が人口に応じて2名出ているということで構成されています。総会、研修会は、県の社会教育委員であれば出られるという構成になっています。

全国・関ブロ関係の報告ですが、全国研究大会は10月に広島であり、神奈川県の小池会長が1名出席したということです。関ブロというのは、関東甲信越静という範囲の理事会とか大会をやるわけですが、それにも神奈川県から理事を出しているという組織です。

今後の社教連の理事会の事業予定をそこに書きましたが、まず、事業検討・調査研究委員会ですが、こういう時代に県内の市町村が一斉に集まって何かをやるということは組織的にどうなのか、ずっと前から言われています。各市町村から会費を払って構成されているわけですが、横浜、川崎、相模原は政令市単位の連絡協議会がある中で、県の社教連は何のためにあるのか事業検討していくということです。

それに加えて、この関ブロ大会は、今年は山梨で行われましたけれども、来年は栃木、令和7年度に神奈川県でやる順番になっており、その持ち方と、準備を始めていくということが、目下の課題であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、地区研究会については箱根町の仙石原文化センターで2月に行われます。テーマは、子どもたちのことも出ますので、関心のある方はご出席いただきたいと思います。

社会教育委員の連合表彰というのは、全国の組織で表彰されますが、茅ヶ崎の吉原さんという、議長をやられている方が、10年経過をして全国表彰を受けたという報告がありました。それから、この会議の主の目的である情報交換が行われ、地域学校協働活動について、各市町村から事例研究として発表や意見交換をしました。

本市からは稲川議長が三者連携のことについて説明をしました。県が提示している地域学校活動という資料を見ていただければと思います。コミュニティ・スクールが横浜市は非常に進んでいますが、その他については足が遅いということもあり、強力に地域学校協働活動を進めたらどうかと、神奈川県教育委員会として各市に働きかけをしていました。ところが、なかなか浸透しないということで、県立高校を中心に、リーディングプロジェクトとして進め、各小中学校、幼稚園、特別支援学校に広げていきたいという話が出されました。それについて、神奈川県は県立高校や愛川町の事例、茅ヶ崎市のこども応援丸という、こども未来塾のような事例、あおば支援学校、平塚農商高等学校で進めている事例をピックアップして説明しましたが、各市としては受皿が脆弱なことで、各種団体との意見調整もあり進まない。ただ、1点、地域学校協働活動推進員を置いて、人件費も充てて期待していくという話がありました。

最後に、この活動は、関東レベルでは栃木県が非常に進んでおり、県

教育委員会と宇都宮大学が全面的に協力をしています。宇都宮大学の学科の中にコミュニティデザイン学科があり、学生が大学で学ぶのではなく、地域に出て、実践的な学びをしながら地域の自律性を高め、活性化していくことをやっています。

最近、国立大学ではあちこちでそういう動きがあって、関東ブロックの中では栃木県教育委員会と宇都宮大学の事例が非常に高く評価をされています。そういうこともあり、例えば国立大学は県内にもあるわけですから、もっと連携をして、子どもたちが安全に健康に暮らせるような地域づくりというものをやるべきじゃないかという議論をしました。

稲川議長

報告は以上ということになります。

長田委員、どうぞ。

長田委員

中学校の藤沢市部活動地域移行準備連絡会の第1回が開かれました。これは働き方改革を含めて、先生への負担を減らすということが第一義ですが、子どもたちによりよい活動を与えようというのも含んでおり、今後、社会教育の面で、私どもと連携しなければいけない内容も考えられると思いますので、お話しさせていただきます。

現実問題として、各学校の先生方にアンケートを取ったところ、4割の先生がそのまま部活動の指導をしていきたい、したくないという方が4割。どっちでもいいというのが2割。

全国を調べてみても同じような数字が出てくるということでしたが、一番の問題は、部活動に参加する子どもたちが減っている。それはなぜか考えると、例えばバドミントンをやりたくても、指導する先生がいないし、場所もないという学校がある。子どもたちがやりたいけれども、それが無いという例が幾つもある。ただ、野球とサッカーに関しては、ほとんどの学校で設置されていますが、参加者が少なく、現実には他校との試合ができない。

つまり、子どもたちが参加しなくなっている部活がすごく多いからこそ、外部に移行する。場所は学校を使っていいという形で今後考えていきたいという意見が出されていましたが、社会教育の立場から、生涯学習的なものの考え方で、一般の市民から指導者を募り、場所を提供するという形が見えてくるのではないかと思います、お話をさせていただきました。

何か付け加えることがあれば、福家委員お願いします。

稲川議長

福家委員、お願いします。

福家委員

同じく藤沢市部活動地域移行準備連絡会に、つながる会の立場で参加していますが、部活動の地域移行がこの先どうなっていくのかははっきりしていない。特に保護者の中でも不安を持っている方が結構いらっしゃるというのが、私の周りから聞こえてくる意見でもあり、地域と社会教育の

立場と結構近い部分があると、私も実感しております。地域の中や地域と学校との連携、特に報道において、子どもたちのことが置いていかれた報道がされていて、先生方の働き方改革というのが割とメインに出ている部分があって、そこが不安の原因の1つではありますが、子どもたちをまず第一に進めていくというのを、周りにもより一層広めて、よりよい部活動の地域移行を進めていかなければというのが感想になります。

稲川議長

部活動の地域移行については、教育委員会からも説明があり、私たちのほうでも、検討していかないといけないと思いますが、前回の会議でも高森委員がそれについてお話しいただいたと思います。

高森委員

来年度、藤沢市の中学校の2、3校で、休日の部活動を地域の方にお任せするというのを、進めていきます。来年、再来年は19校それぞれの学校の1つの部活でやっていく。段階的にやっていって、やがては全面的にという形で。部活をしたいという教員は、どういう身分になるかわかりませんが、関わっていく形になるのかと思います。それが見通しではありますが、なかなか人が見つからない。生徒指導や個人情報など、いろんな問題を抱えている。現場としても、どうなっていくのかなど不安です。

ただ、子どもたちの朝練や、土日の部活をしたり、ガイドラインにのっとってやっていますが、教員にも、子どもたちにも負担が出てきています。学校ですので授業が一番大事だということで、授業に臨む子どもたちの体力、精神的な面も含めて、ゆとりを持って臨ませてあげようという思いもあっての、この部活動改革ということ、現場としては共通認識で持っております。

稲川議長

高森委員、ありがとうございました。

長田委員

市民交響楽団の代表者、太田さんに、ブラバンはみんな参加するんじゃないですかと言ったら、すごく心配だというお答えが返ってきました。実は以前、N響と日フィルの楽団員の人を招いて、プロの技を教わるというものを無料参加で募ったところ、大人の方は多く参加したが、中学生は一人も参加しなかった。

N響とか日フィルのような人たちが中学生たちにも教えてくれるという機会は、めったになく、交響楽団の人も手を尽くして来てもらったが、蓋を開けてみたら大人だけ。若い人たちに幅を広げたいので、そういうものを企画しているが参加してくれない。今、子どもたちってどうなっているのかなという心配事をぶつけられまして、社会教育の中でも何か探れないのかなと言われました。

稲川議長

いずれ社会教育委員会議に、意見を求められるということがあると思

ますので、改めてまた皆さんと検討していきたいと思ひます。

その他に入りますけれども、何かありますでしょうか。

もしないようでしたら、前回の定例会で横田参事から社会教育関係事務移管についてご説明があり、これに関して川野委員から事前にご質問をいただいております。

このことに関しては、私たちに教育委員会から諮問がある可能性があります。そういうことにあまり触れてきていない委員の方もいらっしゃると思ひますので、諮問が来る前に一度研修会をやりたいと思ひています。何が私たちに問かけられ、どのようなことが必要なのか、一度整理しておきたいと思ひます。1月定例会の議事が終わった後に研修会を開催したいと思ひます。

川野委員から説明をお願いいたします。

川野委員

前回の事務局からの報告事項の中で、社会教育関係業務の市長部局への移管についてという文書を見られたと思ひますが、これは大変重要な問題を含んでいると、個人的には考えています。質問や意見交換の時間が前回取れなかったため、問題点は何かというところを中心に質問を文書で提出し、ご検討していただきたいと事務局にお話をしました。

1、現状について、(1)1行目の「地方教育行政法」は略称であり、正しくは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」です。通称として使用する場合は「 」付きで表現し、報告文書には正しい法律名を扱うべきではないのかという質問です。

2番目は、3行目の文章の主語は「スポーツ・文化行政は」であり、両者が一体的に移管された実績数を挙げるべきです。そのうち「特にスポーツ部門」においては、「19市中17市が市長部局に移管」と表記されています。もし仮に分けるとすれば、スポーツ行政は幾つか、文化行政は幾つかとするべきではないでしょうか。文化・スポーツ行政という言い方ですと、状況把握ができないのではないのかという質問です。

公表数字については、前回の報告事項の中に書かれていた文章の中で、数字が県内の状況を公表されているわけですが、これは出典を明らかにしてくださいということです。

(3)は、6行目に「2019年には」という文章があります。これは内閣府が提出した第9次地方分権一括法とセットで審議されたもので、国の動向を受けて、今回の事務局移管という話が出てきたのではないのかという推測をいたします。その経過を丁寧に説明すべきです。その上で文部科学省の局長通知が出ました。なぜ文部行政なのに内閣府が主導しているのかという話が、この中に書いてありますが、要するに法改正が伴うものなので、文部科学省としては局長通知が社会教育関係法律の改正についてというふうにもそのまま出されているわけです。

社会教育委員や公民館、あるいは図書館は、社会教育法によって施

設置をされています。それが、内閣府主導ですので、それを受けた文部科学省は局長通知で、特定公民館、特定図書館と言い、特定という言葉を使っています。特定公民館というのはなじみがない、初めて使われた言葉です。しかも、法律用語で特定という言葉を使うということについて、何かあるのではないかという推測をするわけですね。そういった局長通知による一部改正によって、今回の提案内容の趣旨と思われる市長部局への移管につながっていくわけですが、これは整合性にやや欠けると思っています。文部行政の主体的な判断ではないわけですから、地方が従うということについては、問題があるのではないだろうかと思えます。

なお、6行目、7行目の文章は、「1、現状」という言葉で最後に続く文章で、順番が違うのではないかと言っています。時系列で言うと、8行目以下の文章がその前に入るということで、文章の入替えをすべきではないかということを知っています。

それから、2の協議内容、今後こういうことを協議していくということが書かれていますので、特別に何か質問することではないと思えます。

3番目に具体的な取組内容について書かれています。(4)、(5)、(6)と続くわけですが、中央公民館の設置ということが記述されています。これまでの藤沢市の地域公民館方式は全国的にも評価されており、市民として非常に重要なポジションを占めていて、日本の公民館が各地域に配置をして住民活動を支えていくんだという理念を、戦後70年以上も続けているという、藤沢市の立派な伝統だと思うわけですね。一方、中央公民館方式というものが出されて、途中からでかい公民館を1か所作って、今まであったのは分館だとしている自治体もありますが、いろいろ問題、課題があると私は思っていて、懸念をもちます。中央公民館を設置し、社会教育法上の公民館事業に資する事業の方針を示していきますと書かれています。具体的な構想があるのかどうかということです。

それから、(5)は、「個人、営利等の利用もできるよう条例等を見直します」とあります。県内の公民館を見ても、グループ、大勢の方が利用できるようにということで、1人で占有することについてはいかがかという考え方があるわけです。しかし、夏場は使用頻度が落ちますので、自治体によっては、そこを中学生の勉強室としての開放や、ロビーの部分は別に個人で使って、何も届出を出さなくてもいいとなっていると思えます。

ただし、判断が非常に難しく、営利については、社会教育法上避けるという法解釈があります。目に見えて販売促進や、物販を行う人、団体は、駄目ということは言えます。ただ、販売促進のための会議を民間会社がやるとか、協同組合が営利についての打合せをするとか、そういう場合には使えるわけです。あるいは、特定の政治、宗教には使用を制限するという1項があるわけですがけれども、政党の学習会ですとか、そういうものについては使っているわけです。今後、営利等にも使えると、ここに書かれているわけですので、場合によっては法改正や条例改正が必要ではな

いかと思いますけれども、いかがでしょうか。

最後に、現在の補助執行方式です。事務局の生涯学習総務課は、既に2014年に、教育委員会ではなく市長部局に移管をされていますが、それは市長の補助をするということで、特別に認められた制度です。生涯学習、社会教育は、歴史的に教育委員会に事務局を置くものとして、法はその理念をうたっており、補助執行であれば、例えば社会教育委員の辞令も教育長が市長の補助執行をして辞令を渡されたということになるわけです。2019年当時、内閣府が地方分権一括法で出す状況のときに、中央教育審議会生涯学習分科会というところで議論していましたが、毎回傍聴をして、意見の推移を見守ってきました。藤沢市社会教育委員として、プラン策定に必要な情報収集や組織体制の在り方も視野に入れ、パブリックコメントを求める場合も留意をしてきました。

こうしたプロセスを踏まえていくと、市長が座長で、教育委員会と市長部局との、教育について連携をする総合教育会議というものが自治体で持たれています。今回の市長部局移管の問題についても連携、協議をする場があるのに、教育委員会から教育行政を市長部局に移す必要があるのかという、その必要性についての説明がこの提案の中には書かれていません。例えば横浜市、神奈川県も、社会教育委員会を生涯学習審議会というものに変えています。だから、藤沢市がそういう動きをするのではないだろうかということです。

いずれにしろ、教育委員会から社会教育の部分を市長部局へ持っていくとすると、いろんな齟齬が起きてしまう。例えば島根県の出雲市は、教育委員会から市長部局へ持っていきましたが、そうすると、教育委員会には、学校教育しか残りません。学校教育委員会になって、子どもたちの問題は全然議論されなくなってしまうということも懸念されるわけです。現に出雲市は、教育委員会に、1年後に戻したんです。

全国的な状況も踏まえると、教育委員会は、独自に教育のいろんな状況について議論しているところなので、もっと慎重に取扱いするべきではないだろうかというのが、私の最後の質問の趣旨です。

稲川議長

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

まず、質問の(1)、(2)、(3)について、ご質問いただいた内容については、ごもっともなことで考えておまして、それを受けて、資料5に改めての説明の資料を作成させていただきました。

それぞれ、質問(1)地教行法の部分は、冒頭で正式名称で、「(以下『地教行法』という。)」という形に示させていただいております。

(2)につきましては、出典ですが、スポーツと文化は分けて、資料の4ページに、表として付けておまして、これは各自治体のホームページ等で、条例規則ですとか組織図、あとは、分からなければ直接確認して調

べた内容でございます。

(3)につきまして、時系列的に、丁寧な説明をというお話がありましたので、今回、局長通知や法改正の概要、基になった答申の概要、公民館使用の解釈について資料を付けております。(1)、(2)、(3)については、この資料5で改めて修正した形で説明をさせていただくということで、ご理解いただければと思います。

なお、この(4)、(5)、(6)の具体的な取組内容についてですが、前回の定例会でお示した資料では、中央公民館を設置し、社会教育法上の公民館事業に資する事業の方針を示していきますと記載しておりますが、具体的な構想はまだできておりませんので、皆様にご協議いただいた中で、改めて示させていただきたいと思っております。

(5)の個人への利用について、社会教育法上、公民館の利用については、かなり制限がございます。ただ、公民館以外の、例えば体育館等も含めての考え方で、必要に応じて条例、規則の改正等も必要となりますので、今後、ご協議いただきたいと考えております。

最後の補助執行方式についてですが、現在、補助執行という形で、ほぼ移管をされている状況で事務を執行してありますが、課題となっている部分もあります。

社会教育委員会議は、必要なくなるのではないかとのお話もありましたが、社会教育に関する事務のうち、全て移管というわけではありません。社会教育の事務は引き続き教育委員会が担うものとされておりますので、社会教育委員会議も、そのままの名称で教育委員会に残るというふうに今の時点では認識しており、教育長からの委嘱を受けて、補助執行として市長部局が担っていく形になると考えております。

資料5については、社会教育関係事務の移管の動きが出てきた、今までの流れが示されているものです。地教行法で、社会教育関係事務については教育委員会が担うこととされていましたが、地方分権の流れ等の中で、まずはスポーツ・文化に関する事務、その次に総合教育会議の設置という法改正がされ、さらに、2018年には文化財の保護に関する事務、そして、2019年の6月7日には図書館、博物館、公民館、その他の社会教育に関する教育機関、いわゆる公立社会教育機関についても移管の対象になるという段階を経てきたところです。ただ、例えば規則の制定には教育委員会の協議が必要であったり、規則に定めるものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聞いたりという一定の担保もあるということをご理解いただきたいと思います。

4ページを見ていただきますと、2で神奈川県内各市の状況です。条例移管というのは、条例を定めて、この事務を市長部局に移管して決めているところ、補助執行というのは、藤沢市がそうですが、組織上、市長部局がこの事務を担うけれども、権限は教育委員会にあって、教育長がその事務を執行し、市長部局の職員が代わりにやっていますというのが補

助執行です。

こちらを見ていただくとおり、スポーツについては、早い段階に移管の流れがあったこともあり、19のうち、条例移管13、補助執行2ということで、19市のうち、教育委員会が担っているのは、2市になっています。

稲川議長

今までについて何かご質問等ありますでしょうか。

ご質問等はないということで、今のお話については、これまでとさせていただきますと思います。

それでは、事務局から、今後の日程について説明をお願いします。

事務局

次回定例会は、1月30日、月曜日の午前10時から正午の予定です。皆様には、定例会のおおむね2週間前に開催通知と今回の議事録を電子メールでお送りします。その際に議題や会場等につきまして、また改めてご連絡させていただきます。

その次の開催は、2月27日とご案内させていただきましたが、3月27日の月曜日に変更させていただければと思います。

稲川議長

これで11月の定例会を終了とさせていただきます。

***** 午前11時56分 閉会 *****